

貿易に関する一般規則の改正について(規則5.2.5の廃止)

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、2021年5月27日に官報公布された貿易に関する一般規則 (“Las Reglas Generales de Comercio Exterior para 2020, Quinta resolucioⁿ”) の改正内容について解説いたします。

IMMEX (“Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación”) を介した (あるいは介していない) 場合において、メキシコ国内企業や非居住者企業間での商流と物流が異なるオペレーションがさまざまなパターンで検討、実行される中で、その売買やモノの移転のタイミングにおけるメキシコ付加価値税 (“VAT”) の取扱いは理解が難しく、常にそのスキームを実行する企業にとっては重要な検討ポイントであることに疑問を持たれる方はいないと思います。

今回の改正は、IMMEXオペレーションを介して非居住者が保有する在庫をメキシコ国内企業に販売する際に従来VATを免除することを容認していた規則を廃止するものとなり、今後当該オペレーションを継続実行するにあたり、その販売においてメキシコにてVATが発生するというのが今回の改正のポイントとなります。

今回の改正は非居住者が保有する在庫がメキシコ国内のIMMEX企業にて一時輸入で保管されているケースに該当することとなり、特に販売会社を設置して国内販売を効率的に行うスキームを用いているメキシコマキラドーラ企業に影響が大きいものであると考えられます。

また、本トピックに関連して弊法人が発行しているスペイン語版のNewsletterもございますので、必要に応じてご参照ください。

[Flash: Cambios a la regla de enajenación de mercancías efectuadas en el extranjero \(28 mayo 2021\)](#)

貿易に関する一般規則の改正について （規則5.2.5の廃止）

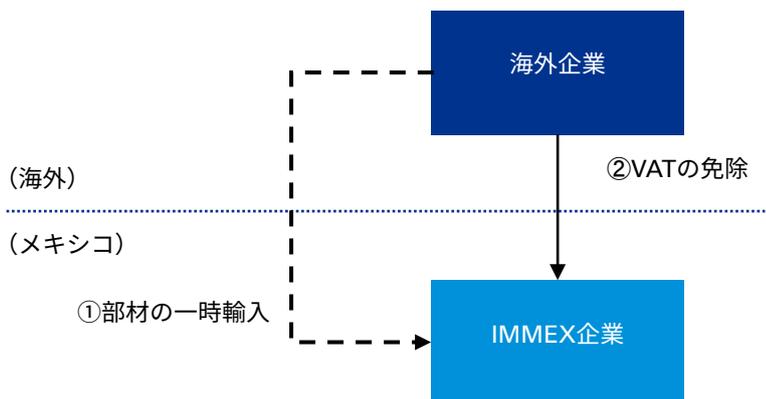
1. 貿易に関する一般規則5.2.5について

2021年5月27日に官報公布された貿易に関する一般規則の改正において、同規則5.2.5が廃止されることとなりました。当該規則5.2.5とは、以下のように、IMMEXが絡んだ特定の商流物流分離オペレーションにおいて行われる販売取引において、VATの課税が免除となるという内容となっていました。

貿易に関する一般規則5.2.5

“IMMEX認可を受けているメキシコ企業に所在する物品で、その所有権が海外居住者にある物品が販売される場合、当該物品の移転が一時輸入から確定輸入へのステータス変更を伴わない場合において、当該販売行為はVAT法においてメキシコ国外で行われたとみなされる”

上記規則について簡単に図解すると以下のようなイメージとなります。



①メキシコのIMMEX認可取得企業（メキシコIMMEX企業）が海外居住者である海外企業が所有する部材を一時輸入します。ただし、当該一時輸入は海外企業がIMMEX企業に所有権を移転する前に行われます。

②その後、海外企業からメキシコIMMEX企業に対して当該一時輸入の部材の売買が行われ、所有権の移転が行われます。なお、当該売買にかかる販売VATは貿易に関する一般規則5.2.5の規定により免除されます。

このようなオペレーションの代表例としましては、メキシコマキラドーラ企業が国内顧客向けに物品を販売するケースが該当すると考えられます。具体的には、メキシコにグループ会社として販売会社（IMMEX認可取得企業）を設置し、当該販売会社を通して物品の移転を米国親会社に物理的に戻すことなくメキシコ国内顧客向けに物品を販売するケースです。従来は米国親会社が所有する在庫の所有権移転時発生する販売VATはこの規定に照らし合わせ、免除可能となっていました。

2. 企業への影響

今後、当該規則が廃止されることによって、当該売買がメキシコ国内で行われているとみなされることとなり、このオペレーションを継続することによって海外企業からメキシコIMMEX企業に在庫の所有権を移転する売買のタイミングにおいて販売VATが発生することとなってしまいます。

ご存知のとおり、VAT自体は基本的には企業のコストにはなりません。メキシコのようにスムーズなVAT還付が難しい国において、当該改正が企業のキャッシュ・フローに及ぼす影響は決して少なくないものと考えられます。

当該規則の廃止は官報公布の30営業日後（2021年7月8日）から施行されることが規定されていることから、当該オペレーションを行う企業（特にメキシコマキラドーラ企業）は当該施行日までの間に、当該規則の廃止が与える影響度を分析し、また必要に応じて外部専門家とも協議した上でしかるべき対応策を実行する必要があります。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.